



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名：ハリマ共和物産株式会社
(コード：7444 東証第 2 部)
代表者名：代表取締役社長 津田 隆雄
問合せ先：代表取締役副社長 津田 信也
(T E L：079-253-5217)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせします。なお、改定後の内容は下記のとおりです。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 誠実かつ公正な企業活動を通じて社会的責任を果たすとともに、社会生活においても法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範を制定します。
- (2) コンプライアンスの確実な実行のため、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員は当社グループの取締役ならびに執行役員で構成し、遵守事項の審議、活動方針策定、コンプライアンスに反する事案の聴取、調査等を行います。
- (3) コンプライアンス推進部門は管理グループ総務人事チームとし、その推進責任者は管理管掌取締役が務めます。その推進にあたっては、各事業部長を推進担当者とし、コンプライアンスに関する相談窓口、啓蒙活動、委員会への報告等をその役割とします。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人により、コンプライアンスに反する行為または反する恐れがある場合は、通報窓口へ通報することとし、通報者が不利益な取り扱いを受けないことないように努めます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理します。

(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理についての基本方針の決定、推進体制の整備等、全社的な統括業務は管理管掌取締役が行います。
- (2) グループ会社を含めた事業部毎のリスク管理については、各事業部長をリスク管理に関する統括責任者とし、現規程を遵守するとともに、現規程以外に新たに発生したリスクについては、分析・評価した上で新たに規則・マニュアルの作成、研修の実施等を行い、事業部毎のリスク管理体制を確立します。
- (3) 不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備します。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月 1 回定例取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- (2) 各取締役の業務執行については、取締役会規則及び業務分掌規程並びに職務権限規程に基づき権限と責任等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制とします。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社からなる企業集団の管理は、別途定める「関係会社管理規程」に則り、管理管掌取締役が統括します。
- (2) 当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能及び経営管理体制の強化を図ります。
- (3) 当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役及び監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて使用人を配置します。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき期間中、監査役の職務を補助すべき使用人の指揮権は監査役に移譲するものとします。
- (2) 監査役を補助すべき使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要するものとします。

8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとします。
- (2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為並びに法令及び定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適正な職務遂行のために会計監査人、当社及び当社子会社の取締役と情報交換に努めるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図ります。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る適正な内部統制システムを整備するとともに、その整備及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力との関係を一切遮断旨規定しており、これらの勢力と一切関係を持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は企業防衛協議会に加盟し、関連情報を収集して不測の事態に備えるとともに、反社会的勢力から接触を受けた時、不当な要求等を受けた時は、ただちに警察等しかるべき外部機関と連携して組織的に対処いたします。その対応は管理グループ総務人事チームが統括して行います。

以 上